平成２１年（フ）第１３３２３号
東京都福生市大字熊川1447―１―105
債務者　波多野ひろ子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３５３号
千葉県船橋市豊富町648―53
債務者　安東　敏男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７４号
東京都国分寺市日吉町４丁目19番地29松平ハイツ１Ｅ
債務者　沼田　　透
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５９８号
東京都府中市是政５丁目13番地の１
債務者　髙田　康弘
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７４４号
東京都西東京市西原町３丁目６番１―304号
債務者　川嶋　秀一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４号
釧路市愛国東２丁目６番９号
債務者　吉田　明弘
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９２号
釧路市愛国東１丁目21番４号
債務者　五十嵐美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
静岡県牧之原市白井2160番地５
債務者　大橋　美奈
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４号
静岡市清水区堂林１丁目３番６号
債務者　豊島由美子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６０号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２１―401
債務者　秋野　隆之
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６４号
東京都江戸川区鹿骨１丁目52番５号フラワーキャッスルⅡ101
債務者　遠山喜美子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１８３１号
埼玉県さいたま市南区曲本３丁目５番12号
破産者　浦和中央交通株式会社
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
さいたま市桜区大字神田735番地１
破産者　有限会社豊田興産
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２５２８号
名古屋市中区新栄１丁目22番19号
破産者　有限会社興新不動産
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５２号
北海道苫小牧市日吉町１丁目４番36号
破産者　株式会社タムラ自動車工業
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市高砂町２丁目２番９号
破産者　株式会社マル五鈴木工務店
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第６６３号
宮城県名取市高舘熊野堂字飛鳥上11番地の１
破産者　有限会社誠光運輸
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４号
金沢市糸田新町10番18号
破産者　株式会社アワダ工業
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所